

医療救護活動計画の策定について

1 2次医療圏の医療救護活動計画

◎全2次医療圏 共通検討内容

全2次医療圏において検討を行い、検討結果を整理する。

- ・ 地域災害医療対策会議の運営体制（地域災害医療対策会議立ち上げ・運営手順マニュアルの策定を含む。）
- ・ 関係機関の情報連絡体制
- ・ 被災想定に基づく傷病者の受入体制
- ・ 地域の実情に応じた医療機関・関係機関の役割



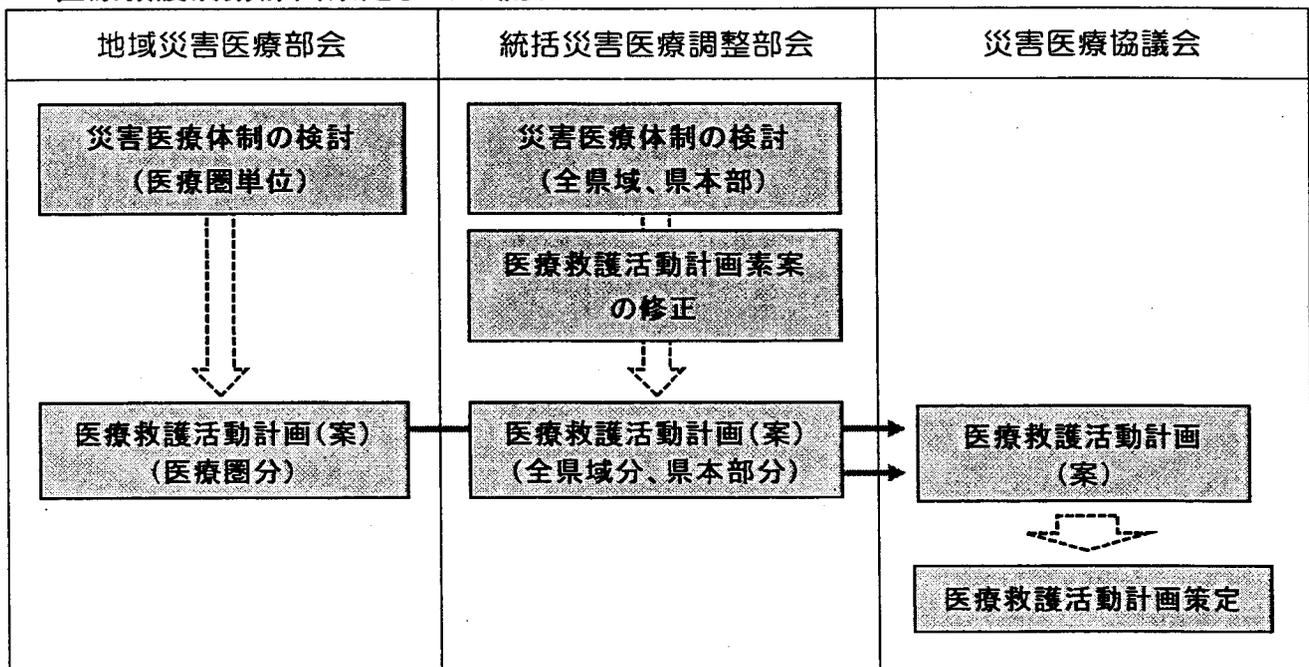
○その他の検討内容

各地域の実情・特性を踏まえて検討を行い、検討結果を整理する。



各2次医療圏の医療救護活動計画（地域災害医療部会における検討結果の整理）

2 医療救護活動計画策定までの流れ



3 計画策定の事務処理に係る参考事項

- (1) 2次医療圏の医療救護活動計画を含めて、計画書の印刷は医務国保課にて実施します。
- (2) 2次医療圏の計画の原稿については、1月中旬を最終期限の目途として、医務国保課へ提供いただく予定です。
- (3) 事務的な処理等については、適宜お知らせしますが、各医療圏の事務局保健所においては、準備を進めてください。